

令和 2 年 3 月 2 日
電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見 聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガスの供給区域の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス導管事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないことに適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、東部瓦斯株式会社からの供給区域等の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号)Ⅰ. 第1(8)で準用するⅠ. 第1(6)③に適合していると認められましたので、本日、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガスの供給区域の変更の許可について(回答・東部瓦斯株式会社)

※本ニュースリリースは第255回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者: 松元
電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)

令和 2 年 3 月 2 日
電力・ガス取引監視等委員会

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に関する 意見聴取について意見を回答致しました。

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた供給区域外に設置する電線路による供給の許可について審査を行い、委員会として当該許可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされております。

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、当委員会において審査を行ったところ、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12年7月1日付け20160325資第8号第1(15)①のうち「その供給区域が他の一般送配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときにおいて、当該他の一般送配電事業者がその供給を行うことが経済的に合理性が認められない場合」に適合していると認められ、かつ、同審査基準第1(15)②に適合していると認められましたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

供給区域外に設置する電線路による供給の許可について(回答)

※本ニュースリリースは第255回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 田中

担当者:松元

電 話:03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)

令和 2 年 3 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業の変更登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業の変更登録申請について審査を行い、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

平成29年4月1日に施行された改正ガス事業法において、ガス小売事業の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、ガス事業法第7条第1項の規定に基づき、ガス小売事業の変更登録を受けなければならないこととされている。

これを受け、本日、添付資料の別添に記載のガス小売事業者からのガス小売事業の変更登録申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガス小売事業の変更登録について(回答・イーレックス株式会社)

※本ニュースリリースは第255回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者: 皆川、中橋

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)